

委員会規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）定款第42条の規定に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、会員及び学識経験者から募集し、理事会が選任する。

2 委員会の委員は、各委員会に20名以内とする。

3 委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は原則として無報酬とする。

(委員長)

第3条 各委員会には委員長1名を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 各委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 各委員会の議事のうち、本会の提言又は要望の案をとりまとめるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(提言又は要望の案の取扱い)

第5条 前条第2項により、本会の提言又は要望の案が会長に提出されたときは、理事会の承認を得た上で本会の提言又は要望として関係方面に提出するなどの活動を行う。

委員会規程

- 2 理事会において前項の審議を行う場合、各委員会の原案を極力尊重するものとし、承認しない場合はその理由を当該委員会委員長に通知しなければならない。この場合、委員長は当該委員会委員に報告するものとする。
- 3 第1項にかかわらず、提言又は要望が緊急を要するときは、理事会の事前承認手続きを省略して、会長は本会の提言又は要望として関係方面に提出するなどの活動を行うことができる。この場合、理事長は当該活動直後の理事会に報告しなければならない。
- 4 会長は、第1項及び第3項の活動について、その経過又は結果を当該委員会において報告しなければならない。

(その他理事会が必要と認めた委員会)

第6条 定款第42条に規定する委員会が設置される場合、本規程の全部又は一部を適用するか、若しくは別にその委員会のみ適用される規程を設けるかを検討し、理事会の承認を得るものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。